全国商工新聞　付録　　昭和 26 年 11 月 17 日第 3 種郵便物認可

きもつき民商 ニュースレター

2021 年 4 月 23 日号

Tel : 0994-40-6646　Fax : 0994-40-6647

■【新型コロナ】協力金・給付金などの申請について

3 月以降の協力金、給付金の申請件数は 150 件を超えました。

申請期日が迫っています。

該当する方は、申請漏れがないように民商に相談を！！

※事務局へのご相談は、感染防止の為、必ず事前予約をお願いします。

●鹿屋市緊急経営支援金　法人２０万円、個人事業主１０万円

※業種により加算金あり　申請期限：５月３１日まで

令和 2 年 12 月から令和 3 年 2 月までの 3 か月間のうち任意の 1 か月の売上金額が、前年同月と比較して 20%以上の割合で減少していること。

●緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（国）5/31 まで

対象：発令地域の飲食店と取引がある、外出自粛の影響を受けたなどの要件を満たす中小企業や個人事業者

きもつき民商でも申請、入金実績があります。詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。

裏面へ続く

【資金繰り支援】相談者が増えています。

●新型コロナウイルス感染症特別貸付（政策金融公庫）

最近１ヵ月間等の売上高または過去６ヵ月の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方

（融資限度額８，０００万円）、　３年間は実質無利子

●その他、持続化補助金（最大100万円）、税金や社会保険料などの猶予等の各種支援制度もありますので、事務局までお問い合わせください。

■確定申告書を取りに来てください

４月15日に確定申告が終わりました。民商で一括して税務署へ提出した確定申告書（控）を事務所で保管しています。早めに事務所まで取りに来てください。

■知り合いの方をご紹介下さい！！

民商で新型コロナ対策・相談

知り合いの方で新型コロナウイルスの影響に悩んでいる方はいませんか？民商では、ひとりひとりに親身になった相談で解決策を一緒に考えていきます。お知り合いの方をご紹介いただき、仲間を増やして、要求実現の道をさらに大きく切り開いていきましょう。

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。
営利を目的とせず、中小業者の働く権利を勝ちとる運動をすすめる、最低限必要な経費を会費によってまかなっています。会費の15日納入にご協力下さい。